

浜松市公告第 381 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 2 項に基づき住民等から意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該意見を、この公告の日から 1 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 16 日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ浜松助信店
浜松市中区助信町 258 番地 他 19 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭
浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1
- 3 意見に係る届出
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出
- 4 届出年月日
令和 4 年 10 月 28 日
- 5 意見の内容（次ページ以降に記載、原文どおり）

意見書の宛先

〒430-8652

浜松市中区元城町103-2

浜松市長

記載事項

(1) 意見を述べる者の氏名又は団体名

非公開

(2) 大規模小売店舗の名称

マックスバリュ浜松助信店

(3) 意見の内容とその理由

駐車場の歩行者用通路について現在駐車場の真ん中部分のみしかありませんが、西側の一番端の部分にも通路を作っていただきたい。車の後ろにカートが入れる位のスペースがあれば一石二鳥だと思われれます。そしてそこから北側の交差点の横断歩道に出られる出入口も欲しい。(西側に面した道路は狭くて歩道もないため歩行者が歩くのは危険な状況です)